

しまね国保連通信



島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号

審査課(問合先) TEL 0852-21-2114 <https://www.shimane-kokuho.or.jp>

shimane
kokuho ren

vol. 76

令和6年11月号

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	11月		12月	
請求方法	オンライン	紙・磁気媒体	オンライン	紙・磁気媒体
請求書提出締切日	12月10日(火)		1月10日(金)	
増減点等通知書等データ提供日	1月5日(日)	1月6日(月)*	2月5日(水)	2月3日(月)*
支払通知書等データ提供日	1月15日(水)	1月10日(金)*	2月15日(土)	2月13日(木)*
診療報酬等支払日	1月20日(月)		2月20日(木)	

*通知書等送付予定日

【出産育児一時金等関係】

分娩月	11月		12月	12月		1月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	12月10日(火)		12月25日(水)	1月10日(金)		1月24日(金)
支払通知書送付予定日	12月19日(木)	1月10日(金)		1月21日(火)	2月13日(木)	
出産育児一時金等支払日	1月10日(金)	1月20日(月)		2月6日(木)	2月20日(木)	

【特定健診等関係】

健診月	11月		12月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	12月5日(木)	12月10日(火)	1月7日(火)	1月10日(金)
返戻及び支払通知書送付予定日	1月17日(金)		2月13日(木)	
特定健診等支払日	1月28日(火)		2月28日(金)	



審査委員会からの連絡事項

歯科

歯科技工士連携加算について

当該加算は、歯冠補綴物及び欠損補綴物の製作にあたり、ICTの活用を含め歯科医師と歯科技工士が連携して色調採得及び口腔内の確認等を行った場合に算定することとなっています。

以下の2点についてご注意ください。

- 義歯破損・不適、MT裏装の病名で、それぞれ床修理及び床裏装を行った場合は算定できません。
- 複数の歯冠補綴物の製作にあたって、同日に印象採得を実施した場合も1回に限り算定します。

診療報酬等請求上の留意点

医 科

在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料（包括的支援加算）について

当該加算は、「特掲診療料の施設基準等」の「別表第八の三」に規定する状態の患者に対し、訪問診療を行っている場合に算定することとなっています。算定にあたっては、留意事項通知（23）のア～キのいずれに該当するかを摘要欄に記載することとなっておりますが、令和6年度改定で以下のとおり一部変更がありました。要介護2で算定されている請求が散見されますので、ご注意ください。

ア **要介護3**以上の状態又はこれに準ずる状態

イ～オ 略

カ **麻薬の投薬を受けている状態**（新設）

キ 略



医療情報取得加算について

当該加算を算定される際は、令和6年4月12日付け厚生労働省保険局医療課発事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その2）」に基づき、以下の点についてご注意ください。

- 医療情報取得加算3及び4について、A000初診料の医療情報取得加算1又は2を算定した月に再診を行った場合、算定はできません。医療情報取得加算1又は2について、医療情報取得加算3及び4を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合も同様です。
- 同一の保険医療機関において、同一月に、同一の患者について、他の疾患で初診料を2回算定した場合について、医療情報取得加算1又は2を2回算定することはできません。
- 医療情報取得加算3及び4について、同加算3を算定する患者について、3月以内に同加算4は算定できません。医療情報取得加算3又は4のいずれかを3月に1回に限り算定できます。

なお、当該加算は令和6年12月から下図のとおり改定となる予定ですのでご注意ください。

令和6年6月～11月

令和6年12月～

初診時

医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）・・・3点

医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）・・・1点

再診時（3月に1回に限り算定）

医療情報取得加算3（現行の保険証の場合）・・・2点

医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合）・・・1点



初診時

医療情報取得加算・・・1点

再診時（3月に1回に限り算定）

医療情報取得加算・・・1点